

資格試験制度及び任用資格に関する論点整理（案）

1 資格試験の基本的な考え方について

事 項	第2回検討会における新たな制度（案）	委員の意見等	とりまとめ方向（案）
試験の目的	<ul style="list-style-type: none"> 普及事業の改革方向に沿って、新たな普及職員にふさわしい資質を有する者を任用するための選定基準（新たな普及職員の入口）となるように、試験を実施する。 	<p>（試験を「入口」と考えることについてはおおむね異論なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及職員の確保のため、多くの者が新たな資格試験を受験する（新資格を取得する）インセンティブ、モチベーション（動機付け）が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 普及事業の改革方向に沿って、新たな普及職員にふさわしい資質を有する者を任用するための選定基準（新たな普及職員の入口）となるように試験を実施し、当該試験に合格した者には新たな普及職員の任用資格を与える。
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 今後の協同農業普及事業の実施に当たり求められる普及職員の機能である「高度・先進的な専門化した技術を指導する機能」及び「地域農業のコーディネート機能」を果たすために必要な、農業等に関する専門分野の一定水準の知識・技術を有し、かつ、普及指導活動に関する一定水準の知識・技術を有するとともに基本的な考え方を理解していること 農業現場の技術課題の解決に対する意欲及び一定水準の課題解決能力を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> まずスペシャリスト機能を確立させた後、アドバイザー機能を段階的に付加すると考えると、試験においてはスペシャリスト機能を中心に考えればよい。 入口段階であっても、アドバイザー機能にかかる資質をある程度審査するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな普及職員資格試験においては、高度な課題解決能力を有し、新たな普及職員に求められる機能（高度・先進的な専門化した技術を指導する機能及び地域農業のコーディネート機能）を発揮しうる者を選定するため、下記の基準により審査を行う。 <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業等に関する専門分野の知識・技術、普及指導活動に関する知識・技術を有すること 農業現場の技術課題の解決に対する意欲及び能力を有すること
試験における審査の視点と審査水準	<p>基礎的知識・技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村、農政、普及事業に関する一般的な知識を有していること 農業者一般に広く周知され、日常的に行われている農業技術に関する知識を有していること <p>専門的知識・技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業等に関する特定の専門分野に関する高度・専門的な知識・技術を有していること <p>農業現場の課題解決能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業現場の現状及び問題点の分析、普及課題の抽出、課題解決に向けた筋道を立てることができること 普及指導活動の基本的な技術及び方法を有していること 	<p>（左記の視点で審査をすることについてはおおむね異論なし）</p> <p>意欲と適性</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業現場の課題解決に関する意欲を有していること 農業者等に対する基礎的な指導能力を有していること 	<ul style="list-style-type: none"> 資格試験においては、新たな普及職員に求められる機能を果たすために必要な、基礎的知識・技術 専門的知識・技術 農業現場の課題解決能力 意欲と適性 について、必要な水準に達しているかどうかを審査する。 具体的な審査水準は（別紙）のとおり。

2 受験資格について

事 項	第2回検討会における新たな制度（案）	委員の意見等	とりまとめ方向（案）
<p>学歴及び実務経験年数の要件</p>	<p>大学院修士課程（履修分野は問わない）を修了した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が2年以上に達する者</p> <p>大学等（履修分野を問わない）を卒業した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が4年以上に達する者。 都道府県立農業講習施設（新農講）、鯉淵学園卒業者は現行と同様に大卒と同等の扱いとする。</p> <p>短期大学等（履修分野は問わない）を卒業した者又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が7年以上に達する者。 都道府県立農業講習施設（旧農講）、蚕業講習所、県農大の養成部門、鯉淵学園（平成8年度以前卒）、自由学園最高学部2年課程の卒業者は、現行と同様に短期大学と同等の扱いとする。 農林水産大臣が指定する研修課程については、現行と同様の課程を想定する。 継続教育機関については、現行の改良普及員の と同様に、その修業年限を実務経験期間に算入する。</p> <p>高校を卒業した者であって、かつ農業等に関する実務に従事した期間が11年以上に達する者。</p> <p>改良普及員資格試験の合格者であって、かつ、国、地方公共団体（独立行政法人を含む。）において、農業等に関する実務に従事した期間が__年以上に達する者。</p>	<p>（修士、大卒だけでなく、短大卒、高校卒の者に受験資格を与えることについては異論なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野から受験を受け入れられるようにすべき。 ・学歴別の実務経験年数については、修士より短大卒の方が実践的な意味での実務経験があること等を勘案して検討すべき。 ・大卒と修士で必要な実務経験年数に2年の差をつけるのはいかがか。大卒を4年とするなら、修士は3年とすべきではないか。 ・短大卒7年、高卒11年としているが長すぎるのではないか。 	<p>とりまとめ方向（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業等に関する高度な知識及び農業現場における課題解決能力及び実践的指導力を有する普及職員の確保のため、新たな普及職員資格試験の受験に当たっては、一定の学歴及び農業等に関する実務経験を課すことが必要であることから、受験資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。 ・なお、いずれの学歴においても履修分野は問わないこととする。 <p>【受験資格】 大学院修士課程を修了した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が2年以上に達する者 大学等を卒業した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が4年以上に達する者。 都道府県立農業講習施設（新農講）、鯉淵学園卒業者は大学等を卒業した者とみなす。 短期大学等を卒業した者又は特定の高度な研修課程を修了した者であって、かつ、農業等に関する実務に従事した期間が6年以上に達する者。 都道府県立農業講習施設（旧農講）、蚕業講習所、県農大の養成部門、鯉淵学園（平成8年度以前卒）、自由学園最高学部2年課程の卒業者は、現行と同様に短期大学等を卒業した者とみなす。 特定の高度な研修課程とは、現行制度において農林水産大臣が指定する研修課程（独立行政法人農業技術研究機構農業技術研修規定による研修課程、旧果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規定（昭和36年12月1日農林省告示第1360号）による研修課程、旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規定（昭和34年5月21日農林省告示第416号）による研修課程）と同等の課程とする。 なお、継続教育機関（都道府県立農業大学校研究課程）における修業年限に係る期間については、農業等に関する実務経験年数に算入する。</p>

事 項	第2回検討会における新たな制度（案）	委員の意見等	とりまとめ方向（案）
			<p>高校を卒業した者であって、かつ農業等に関する実務に従事した期間が10年以上に達する者。改良普及員資格試験の合格者であって、かつ、国、地方公共団体（独立行政法人を含む。）において、農業等に関する実務に従事した期間が年以上に達する者。</p>
<p>受験資格にかかる職務（実務の内容）</p>	<p>イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体等の農業等に関する試験研究機関又は高等学校等の教育機関における農業等に関する試験研究又は教育</p> <p>ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体等における農業等に関する技術についての普及指導</p> <p>（注：「農業等」＝「食料、農業又は農村」とし、現行の「農業又は家政と同じ範囲を想定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「実務」を課す意味合いが不明瞭。何のために課す実務なのかによって何を実務とみなすのかが変わってくる。 ・配属先は自分の意志では選べないので、新制度においても指導奨励（行政）、検査・検定等は実務経験として認めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格において「農業等に関する実務」を課す趣旨は、農業現場における課題解決能力及び農業者等に対する実践的な指導力を養成することであることから、これに該当する職務は試験研究、教育、普及指導に限定する。 <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の専門技術員資格試験制度の受験資格において3年間を限度に実務経験に算入することのできた指導奨励及び検査検定業務を対象とすることは、以上の趣旨からみて不適當。 ・なお、ここでいう「農業等」の範囲は、「食料、農業又は農村」であり、現行の「農業又は家政」と同じ範囲を考える。 <p>〕</p> <p>【受験資格に係る実務】</p> <p>国、地方公共団体その他法人格を有する団体等の農業等に関する試験研究機関又は高等学校等の教育機関における農業等に関する試験研究又は教育</p> <p>国、地方公共団体その他法人格を有する団体等における農業等に関する技術についての普及指導</p>

3 資格試験の実施について

事 項	第2回検討会における新たな制度（案）	委員の意見等	とりまとめ方向（案）								
実施根拠及び実施主体			<ul style="list-style-type: none"> 資格試験の実施主体は国、実施回数は原則として年1回（必要に応じて複数回実施する場合もあり得る）とする方向で検討。 								
回数											
試験方法	<ul style="list-style-type: none"> 試験は、筆記試験、口述試験、書類審査により行う。 	（おおむね異論なし） <ul style="list-style-type: none"> 実技試験的な審査方法が必要。実務能力を試験で評価できる方法を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験は、筆記試験、口述試験、書類審査により行う。 <p>筆記試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題の区分及び試験方法は、以下の方式を基本とする。 <table border="1" data-bbox="1487 555 2107 842"> <thead> <tr> <th>課題の区分</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・基礎的知識・技術</td> <td>択一式</td> </tr> <tr> <td>・農業現場の課題解決能力</td> <td>論文形式</td> </tr> <tr> <td>・農業等に係る専門分野の高度な知識・技術</td> <td>用語解説又は小論文形式</td> </tr> </tbody> </table>	課題の区分	試験方法	・基礎的知識・技術	択一式	・農業現場の課題解決能力	論文形式	・農業等に係る専門分野の高度な知識・技術	用語解説又は小論文形式
課題の区分	試験方法										
・基礎的知識・技術	択一式										
・農業現場の課題解決能力	論文形式										
・農業等に係る専門分野の高度な知識・技術	用語解説又は小論文形式										
審査の視点と試験方法	基礎的知識・技術 筆記試験（択一式等）、書類審査 専門的技術 筆記試験（用語解説等の記述式等）、書類審査 農業現場の課題解決能力 筆記試験（論文式）、口述試験、書類審査 意欲と適性 口述試験	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を審査するためには、筆記試験において単なる用語解説だけではなく論文的なものが必要。 実務能力に係る実技試験的な審査方法として、書類審査に所属長の評価書の添付や、現地活動の業績評価のシステムを検討してはどうか。 書類審査や口述試験を従来以上に重視すべき。 									
筆記試験項目	<ul style="list-style-type: none"> 必須（共通）項目と専門（選択）項目を設けて試験を行う。 必須（共通）項目は、農業現場において普及指導活動を行うにあたって必要となる基礎的知識・技術及び課題解決能力について審査。 専門（選択）項目は、農業等に関する専門分野の高度な知識・技術について審査。 	（おおむね異論なし）	<p>口述試験</p> <p>口述試験においては、面接等の方法により、意欲と適性及び農業現場の課題解決能力を中心に審査を行うこととする。</p> <p>書類審査</p> <p>書類審査は、提出させる書類の内容（経験した農業等に関する実務の内容及び実績、技能レベルや、所属長の評価等）により、基礎的知識・技術、専門的知識・技術、農業現場の課題解決能力を審査することが可能と考えられる。</p>								

事 項	第2回検討会における新たな制度(案)	委員の意見等	とりまとめ方向(案)
専門分野に係る試験項目	<ul style="list-style-type: none"> ・選択試験項目においては、農業等に関する特定の専門分野の高度・専門的な知識・技術について審査するものとし、各自が専門分野を選択する。 ・選択試験項目は、現行の専門技術員試験の専門項目(16項目)の範囲を基本として検討し、具体的な選択試験項目を設定する。 ・現行の16項目を第1グループ(作目別の項目。「土地利用型作物」「野菜」「果樹」「工芸作物・雑穀及び養蚕」「花き」「乳牛及び肉用牛並びに飼料作物」「豚及び鶏」、第2グループ(作目横断的にかかる技術・経営。「土壌及び肥料」「病害虫」「農業労働及び農業機械」「農業経営及び生活経営」「農産物流通及び食品加工」)及び第3グループ(新たな普及職員全員が有すべき知識・考え方・手法。「農村振興」「男女共同参画」「農業を担うべき者の育成」「普及指導活動」)にグループ分け。 ・専門分野の高度な知識・技術を問う選択試験項目は上記の第1グループ及び第2グループの分野とし、第3グループの分野は、新たな普及職員全員が有することが望ましいため、基礎的知識・技術について共通(必須)試験で審査することとしてはどうか。 ・なお、県の実情により、第3グループの分野に関する専門の担当者を特に確保・養成することが必要な場合は、研修により資質の高度化、専門化、計画的養成を図ることとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験区分(専門項目)については、実際の普及活動と乖離しないように設定すべき。 ・普及指導活動、担うべき者の育成は共通試験項目としてはどうか。 ・農村振興は農村計画、農村環境として、専門試験項目に入れてはどうか。 ・農業経営及び生活経営も共通に有すべき知識ではないか。 ・男女共同参画、農村振興は政策的な活動であり、専門分野として位置づける必要はなく、普及指導活動の一部としてとらえればよい。 ・普及事業の視野を食料・農業・農村に広げるのであれば、食料・農村に関するスペシャリストも必要であり、普及指導活動、農業を担うべき者の育成、農村振興、男女共同参画もスペシャリスト的に位置づけるべき。 ・「入口」として考えるのなら、普及指導活動、農業を担うべき者の育成、農村振興、男女共同参画に関する試験は必要ない。 ・普及事業にとって技術も大事だが、コーディネートを軽視すべきではない。 ・スーパーバイザー機能を何らかの形で位置づけることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業等に関する特定の専門分野の高度・専門的な知識・技術に関する専門課題の筆記試験においては、受験者各自が得意とする専門分野の試験問題を選択することができる。 ・専門課題の試験は、次の項目から出題する。 <p>【専門課題の試験項目】 土地利用型作物、野菜、果樹、工芸作物・雑穀及び養蚕、花き、乳牛及び肉用牛並びに飼料作物、豚及び鶏、土壌及び肥料、病害虫、農業労働及び農業機械、地域計画及び環境、農業経営及び生活経営、農産物流通及び食品加工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の専門技術員試験の専門項目として設定されている項目のうち、「普及指導活動」「農業を担うべき者の育成」は、新たな普及職員全員が備えるべき知識・技術・活動手法であることから、基礎的な知識、考え方を中心に必須(共通)試験において審査する。 ・また、男女共同参画については、必須(共通)試験項目の出題・審査に当たって視点を盛り込み評価するよう配慮することとする。 ・県の実情により、普及指導活動、農業を担うべき者、農村振興、男女共同参画等に関する専門の担当者(スペシャリスト)を特に確保・養成することが必要な場合は、県の判断において研修等によりこれらの専門的資質の高度化を図ることが望ましい。

事 項	第2回検討会における新たな制度(案)	委員の意見等	とりまとめ方向(案)
配点割合及び 合否基準	<具体的な試験方法等は別途検討>	<ul style="list-style-type: none"> 試験を「入口」として考えるのであれば、基礎的知識・技術、専門的技術、意欲と適性を重視し、農業現場の課題解決能力はウエイトを高くしない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> (別紙)の審査が可能となるように、具体的な試験方法と試験内容、配点割合、合否基準等を定めるものとする。
出題・審査、 審査委員	<現行規定に準じた規定を予定>		<ul style="list-style-type: none"> 出題・審査は、学識経験がある者等のうちから審査委員を委嘱して行う。
制度移行期の 資格試験の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 現行の専門技術員資格を有する者は、新たな普及職員資格を有する者とみなす。 現行の改良普及員資格試験に合格している者が、新たな普及職員資格試験を受験する場合は、基礎的知識・技術等は既に習得していることを考慮した試験方法を検討する。 <p><具体的な試験方法等は別途検討></p>	<ul style="list-style-type: none"> 過渡的措置は実態に即して弾力的に行うべき。 新たな普及制度に対応した試験制度をきちんと筋道を立てて整理していくことが先決。筋を通した上で、実態論との差を埋めるためのソフトランディングを考えることは必要。ここでは制度を議論すべきであり、実態論に引きずられるべきではない。 新たな普及職員資格試験の受験に際し、事前研修や養成研修を受けた人が試験に有利に働く形を考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の専門技術員資格を有する者は、新たな普及職員資格を有する者とみなす。 現行の改良普及員資格試験に合格している者が、新たな普及職員資格試験を受験する場合は、基礎的知識・技術等は既に習得していることを考慮した試験方法とする。

4 無試験任用資格について

事 項	第2回検討会における新たな制度(案)	委員の意見等	とりまとめ方向(案)
無試験任用資格	<p>< 一定の学歴及び実務経験を有する者を任用できる方向で検討中 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無試験任用は安易に乱発すべきではない。 ・ 無試験任用の場合、研修を受けた上で任用する仕組みが必要。 ・ 無試験任用の条件は、むしろ各県の考えるべきこと。 ・ 「技術士」の資格を受験や任用の資格に使うことを検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無試験任用は、極めて高度な能力・資質を有する者を任用できるとの特例的な措置であることを基本的な考えとする。 ・ このため、現行の専門技術員の無試験任用に当たって要件とされている学歴及び実務経験を有することを、新たな普及職員の無試験任用の要件とする。 ・ 無試験任用を行う場合に研修を課すなどの仕組みを検討する。
期限付き任用の在り方	<p>< 普及組織内部から直ちには得難い人材が必要な場合、知事が「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、普及職員に採用することが適当と認める者(大学教授等)を「客員普及員」として期限付きで任命することができる方向で検討中 ></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及組織内部から直ちには得難い人材が必要な場合、知事が「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、普及職員に採用することが適当と認める者(大学教授等)を「客員普及員」として期限付きで無試験任用の対象とすることを検討する。

(別紙) 資格試験における審査水準及び審査手段(案)

	基礎的知識・技術	専門的知識・技術	農業現場の課題解決能力	意欲と適性
資格試験における審査の水準	食料・農業・農村、農政、普及事業に関する一般的な知識を有していること 農業者一般に広く周知され、日常的に行われている農業技術に関する知識を有していること	農業等に関する特定の専門分野に関する高度・専門的な知識・技術を有していること	農業現場の現状及び問題点の分析、普及課題の抽出、課題解決に向けた筋道を立てることができること 普及指導活動の基本的な技術及び方法を有していること	農業現場の課題解決に関する意欲を有していること 農業者等に対する基礎的な指導能力を有していること
適切と考えられる審査手段	筆記試験(択一式等) 書類審査	筆記試験(用語解説、小論文等の記述式) 書類審査	筆記試験(論文式) 口述試験 書類審査	口述試験
(参考) 新たな普及職員がめざすべき能力の水準	食料・農業・農村、農政をめぐる事情、普及事業の展開方向を理解している 農業者一般に広く周知され、日常的に行われている農業技術に関する知識・技術を有している	農業等に関する特定の専門分野に関する高度・専門的な知識・技術を有し、先進的農業者への的確な普及指導が行える 専門分野の技術指導に関する経験、専門分野に関連する周辺知識を幅広く有している	農業現場の現状及び問題点の分析、普及課題の抽出、課題解決に向けた計画策定、調査研究・実証等が自力で的確に行える 対象者や課題に応じた普及指導活動が的確に行える 地域農業を考える上での総合的な視点を有している 課題解決のための関係機関等との的確な連携が行える	農業現場の課題解決に関する意欲を有している 農業者等に対する指導能力を十分に有している 計画を実践する行動力を有している 組織における自らの役割・位置づけを理解した的確な行動が行える